

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

情報提供

第 243 回 2 度目以降の役員退職金の損金不参入に注意！

2008.3.1

「役員の方掌変更等の場合の退職給与」に関する法人税基本通達（9-2-23）が改正された。企業において同一の役員に複数回の役員退職金が支給される場合がある。たとえば、先代社長が引退して、非常勤取締役や監査役、相談役などに就任した際に、一回目の役員退職金を支給し、さらに役員そのものを辞める際に、二回目の役員退職金を支払う場合などである。

これについては、法人税の基本通達（9-2-23）において、役員の方掌変更又は改選による再任等に際し、(1).常勤役員が非常勤役員になった、(2).取締役が監査役などになった、(3).報酬がおおむね 50%以上減少した - ような場合に支払われた退職金については、役員退職金とみなすと規定されている。

ただし、(1)と(2)の要件の場合、つまり非常勤取締役や監査役に降格等したとしても、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は、役員退職金としては認められない規定が同通達には記載されている。形式だけの肩書き変更は認められていなかった。

中小企業などの場合、先代社長が引退しても実質的に経営の主導権を握っているなどということは良くある話だ。したがって、そのような場合には(3)の報酬がおおむね 50%以上減少した場合の規定を利用して、役員退職金を支払うことが通常であった。

ところが、今回の通達改正においては、この(3)の場合においても、「実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合」を除く規定が追加された。つまり、改正された法人税基本通達（9-2-23）においては、実質的に経営の主導権を握っている役員の場合、役員の方掌変更又は改選による再任等に際して支払われた退職金については、一切、損金算入が認められないということになる。

中小企業が比較的安易に実施してきた役員変更、実質的な場合を除き、時として「節税策」として実行してきた例もあった。

「お袋は今回、取締役を辞めて監査役をやってくれ。その分取締役としての退職金を支払うから」「親父さんに代表取締役社長から、会長になってもらおう。そこで、そこそこの退職金を支給しよう。大丈夫、ちゃんと代表権はつけるから。」なんてことを、案外平気でやっていたのが実状かもしれない。そんなことを、節税対策として薦める税理士や中小企業診断士も、確かにいた。

これからは退職金として支給しても結構だが、2 回目の役員退職金支給については、実質経営者である限り、損金としては認めないよ！と言うことである。

なお、改正された同通達（9-2-23）においては、（注）として「退職給与として支給した給与には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない」ことも追加されているので注意したい。

（「IKG 税務ニュース」～IKG ホームページより加筆修正）